

令和3年2月8日

保護者各位

沖縄県立宜野湾高等学校

校長 津留 一郎

(公印省略)

自転車通学に関する安全運転の徹底について（依頼）

平素より本校の教育活動ならびに安全指導へのご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年10月にはうるま市の前原の県道で走行中の自転車が転倒し、運転していた高校生が死亡するという痛ましい事故が発生しています。

本校におきましても登下校時に自転車事故は毎年、数件発生しているとともに、生徒の自転車走行に関する苦情や改善を求める声が本校にも届いているのが現状です。学校の方でも安全指導教育を行うとともに、生徒の事故、自転車運転のマナーに関する改善の声を受け、集会等をもち安全運転に関する指導を行ってまいりましたが、根本的な改善には至っており、今後に向けては家庭、地域のより一層のご協力が不可欠と考えております。

道路交通法が改定され、原則として自転車も車道を走るとされており、歩道を走る時には車道側を徐行するという事で定められています。

家庭におきましても今一度、自転車の安全運転に注意を向けて頂き、安全教育の再徹底をお願いするとともに、学校の方でも再度、指導の徹底を行って行きたいと思っております。

自転車の事故においては、車との接触で被害者になるだけでなく、歩行者との接触で加害者になる事案も起こっています。加害者となった場合への備えとして任意保険への加入もご検討をお願いいたします。特に、下り坂を通学路としている生徒には細心の注意を払い登下校を行って頂きたいと思っております。

主な注意項目を下記に記載しています。ご家庭での確認、よろしくお願いいたします。

<自転車運転に関する主な注意事項>

1. 原則、車道を走ること。ただし、歩道を走る場合には徐行で車道側を走ること。
※徐行とはすぐに停車できる速度のこと
※特に、下り坂でやむを得ず歩道を走る場合には徐行の徹底をお願いします。
※車道、歩道を走る場合、逆走は禁止
2. イヤホンを付けての自転車運転の禁止
※安全運転義務違反
3. ライトの取り付けおよび夜間走行時のライト点灯